

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月7日認可した。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北原池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）津森地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）総社北地区